

3 3 2 発行取消

3 3 2 - 1 未交付の証券の発行取消

業務局から自店を交付取扱店とする証券について、日本銀行業務オンラインにより発行取消の通知書の送付を受けたときは、次のとおり取扱う。

- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において取扱うことができる。
- * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、発行取消の通知書は、業務局から代理店に送付される。

発行取消通知書
例 示 参 照

事務手順	取 扱 要 領
①交付内訳書への表示	○ 交付内訳書の該当証券欄の記載事項に2条の線を引き、備考欄に通知書日付を表示し、「発行取消」と記載する。

交付内訳書の記載例

国債発行請求内訳書				第二十二回特別給付金国庫債券		
発行日	記号	券面種類	通し頁	取扱財務局等の名称	交付取扱店の名称	代理受領者(市区町村長等名)
平成19年11月1日	は号	2,000,000円券	7	〇〇財務事務所	日本銀行 〇〇代理店	〇〇市長
裁定通知書の記号及び番号	受 取 人		償 還 金	※証券番号	備 考	
	氏 名	居 住 地	支 払 場 所			
北特E裁定 000150	甲野 太郎	〇〇県〇〇市	〇〇郵便局	0741407	20.4.7 発行取消	
北特E裁定 000025	甲野 花子	〃	〇〇郵便局	0741408		

② 廃印の押なつ

○ 該当する証券に廃印を明りょうに押す。

〔廃印を押す箇所〕

- ・ 全利賦札表面の中央部
- ・ 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所

⇒ 142参照・廃印のひな形

* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

③ 印鑑票・氏名等届出書への表示

○ 該当する交付照合用の記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の余白に「発行取消」と赤色で表示する。

印鑑票の記載例

「発行取消」と赤色で表示する。

<small>証券の交付年月日等</small>	第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書		
	発行取消		
<small>※</small>	<small>※</small>	<small>※</small>	<small>※</small>
償還金支払場所 ○○郵便局	住所 ○○県○○市10-1	氏名 甲野太郎	印鑑 甲野

氏名等届出書の記載例

「発行取消」と赤色で表示する。

<small>証券の交付年月日等</small>	第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書		<small>裁定通知書の記号及び番号 北傷M裁定 000100</small>
	発行取消		
<small>※</small>	<small>※</small>	<small>※</small>	
償還金支払場所 (○○都道府県) ○○郵便局	記名者住所 ○○県○○市10-1	記名者氏名 甲野太郎	

④証券などの送付

- 証券・交付照合用の印鑑票または氏名等届出書を、それぞれ現在高から払出し、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

なお、財務局（事務所）から交付照合用の印鑑票または氏名等届出書の送付を受けていないときは、その旨を国債証券類送付書に記載し、証券だけを送付する。後日、同印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、前記③の表示をし、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

* 送付する証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券等と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を業務局国債証券業務グループへ送付する。なお、印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けていないときは、その旨をそれぞれの国債証券類送付書に記載し、当該証券と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）だけを送付する。後日、当該印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けたときは、前記③の表示をし、同印鑑票等（見本証券添付分）を送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

- ⇒ 3 1 2 ①・3 1 3 ①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付
- ⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

⑤発行取消通知書の保管

- 発行取消通知書は、自店に保管（保管期間1年）する。

発行取消通知書の例示

平成 20 年 4 月 7 日

日本銀行 ○○ 代理店 御中

日本銀行業務局

第二十二回特別給付金国庫債券の発行取消に関する件

昭和
平成 19 年 10 月 1 日付財理第××号にかかる交付内訳書に記載された標題証券のうち、別紙国債発行請求内訳書「取消」に該当する証券については、平成 20 年 4 月 3 日付財理二十二給国第△△号をもって発行取消となりましたから、当該証券に廃印を押捺のうえ、印鑑票を添えて当局国債証券業務グループあてご送付下さい。

なお、上記印鑑票が財務局(事務所)から送られてきていないときは、国債証券類送付書にその旨記入して下さい。

氏名等届出書の場合には、「氏名等届出書」と記載。

(参 照)【日本銀行代理店国債事務取扱手続】

3 3 2 - 1 [未交付の証券の発行取消]

以 上

- 自店保管 (保管期間 1 年)

332-2	交付済の証券の発行取消
-------	-------------

都道府県知事(慰労金国庫債券については総理大臣)から引渡書2通を添えて、発行取消となった証券の引渡しを受けたときは、次のとおり取扱う。

事務手順	取扱要領
①引渡書の確認	○ 引渡書に記載されている証券の要項が、証券と一致していることを確かめる。
②引渡書の返付	○ 引渡書2通のうち、1通に受領文言・受領年月日・代理店名を記載して引渡者に返し、他の1通に代理店名・受付日付を表示する。 ⇒ 141参照・受付証票類への店名などの表示
③廃印の押なつ	○ 引渡しを受けた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。 〔廃印を押す箇所〕 ● 全利賦札表面の中央部 ● 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所 ⇒ 142参照・廃印のひな形 * 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。
④印鑑票・氏名等届出書への表示	○ 自店を支払場所とするものときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票または氏名等届出書から該当分を抜き出し、余白に「発行取消」と赤色で表示する。 印鑑票 記載例参照 氏名等届出書 記載例参照 ○ 他店を支払場所とするものときは、その支払場所から印鑑票または氏名等届出書を取戻したうえ、余白に「発行取消」と赤色で表示する。 この場合の証券は、印鑑票または氏名等届出書が到着するまで他の証券と区別して整理保管する。 ⇒ 412参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し ⇒ 144参照・証券の整理保管

⑤証券などの送付

- * 他店から取戻す印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。
⇒ 4 1 2 の 2 参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

○ 証券・印鑑票・氏名等届出書・引渡書を速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 3 1 2 ①・3 1 3 ①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付

- * 送付する証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券等と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を業務局国債証券業務グループへ送付する。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。
⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、3 1 2 ①参照

引渡書の記載例

引 渡 書

第四回特別弔慰金国庫債券い号 30 万円券
この証券 1 枚

記 名 者	券面種類	証券番号	付属利賦札	備 考
甲野一郎	円券 300,000	1234567	66.6.15 ～70.6.15 5 枚	年金の受給権を取得した者がいたことによる裁定取消

上記証券は、発行取消となるため、記名者から返還を受けたので引渡します。

平成 6 年 8 月 2 日

〇〇都道府県知事 印

日本銀行〇〇代理店 御中

{
 上記証券受領しました。
 平成 6 年 8 月 2 日 日本銀行〇〇代理店

引渡者に返す。

業務局国債証券業務グループに送付する。

受領文言などの表示

6. 8. 2
日本銀行〇〇代理店

代理店名・受付日付を表示する。

印鑑票の記載例

「発行取消」と赤色で表示する。

証券の交付年月日等 証券平 1.3.15 交付成				第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書			
償還金支払場所 ※ ○○郵便局		住 所 ※ ○○市○○区○○		氏 名 ※ 甲 野 一 郎		印 鑑 ※ 	

発行取消

氏名等届出書の記載例

「発行取消」と赤色で表示する。

証券の交付年月日等 証券合 3.11.29 交付和		第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書		発行取消 裁定通知書の記号及び番号 ○傷M裁定123	
償還金支払場所 ※ (○○ 都道府県) ○○郵便局		記名者住所 ※ ○○県○○市10-1		記名者氏名 ※ 甲 野 太 郎	